

健康友の会 みみはら

第27回

総会議案

健康友の会みみはら 〒590-0824 堺市堺区老松町2丁58-1 老松診療所5F TEL 072-244-8061 FAX 072-244-7860

はじめに

会員みなさん、日頃の友の会活動へのご協力ありがとうございます。

私たちはこの1年、支部を基礎に友の会活動を進めてきました。会員・利用者総訪問、支部分割、たまり場の増設などにより、私たちの活動は確実に前進しています。安倍政権のもと、平和・社会保障などあらゆる面で暮らしが脅かされる状況が強まっていますが、引き続き、「地域の役に立ち、健康で安心して住み続けられるまちづくり」をめざし頑張りましょう。

さて、下記の日程で2013年度の活動を総括し、2014年度の方針を決定するとともに、運動を推進する代表世話人を選出する総会を開催します。今総会では、3万4千世帯会員、21支部と友の会が大きくなるなかで、現状にふさわしい組織運営を行うために、「会則」改定も提案しています。会員みなさんの積極的な参加をお願いするとともに、ぜひ、議案に対するご意見をお寄せください。

2014年3月現在の会員状況

支部	世帯数	会員数	会員比率
東西	31,273	4,009	12.8%
大仙西	1,824	664	36.4%
みなと	1,539	366	23.8%
大浜	13,290	1,756	13.2%
浜寺	18,820	2,136	11.4%
津久野	10,145	1,522	15.0%
八田・宮園	14,751	935	6.3%
土師・東深井	9,664	574	5.9%
深井	7,886	552	7.0%
西陶器	17,196	320	1.9%
鳳	14,672	2,621	17.9%
ふくいずみ	11,824	2,462	20.8%
泉ヶ丘西	11,530	423	3.7%
美木多	7,505	408	5.4%
新金岡	21,424	1,022	4.8%
南花田	25,560	1,784	7.0%
高石東	6,047	618	10.2%
高石北	6,643	654	9.8%
高石中央	4,444	618	13.9%
高石南	7,554	452	6.0%
和泉	74,024	948	1.3%
堺：その他	362,686	4,018	1.1%
他市町村他府県		4,897	
合計		33,759	

日時 2014年5月24日(土) 午後2時開会

場所 耳原旭ヶ丘会館大会議室
堺市堺区旭ヶ丘中町2-1-7

社会医療法人同仁会 健康友の会みみはら 会則(案)

1. 名称

この会は、名称を「社会医療法人同仁会 健康友の会みみはら」(以下友の会)とします。

友の会事務局を社会医療法人同仁会(以下同仁会)内に置きます。

2. 目的

友の会は、会員・家族及び地域の人々の健康と福祉を増進する運動を同仁会の病院、診療所、その他の施設とともにすすめ、医療制度と社会保障の充実、安心して暮らせる地域づくりを目的として活動をすすめます。

3. 事業

友の会は、目的を達成するために次の活動を行います。

- 1) 青空健康チェック、医療こんだん会、健康診断の実施など、会員と家族の健康を守る取り組み、地域の人々の健康と福祉の増進、保健予防活動を進めます。
- 2) 同仁会が、「患者の立場にたって親切で良い」医療機関や福祉施設として発展するために活動し、病院・診療所などの長期計画をともに進め、「みみはら協同基金」募集に取り組みます。
- 3) 平和と社会保障、民主的な地域医療づくり、まちづくりの運動を進めます。
- 4) 会員の連帯と親睦を深めるため、レクリエーション、健康まつりなどを開催します。
- 5) 要求、行動が一致する個人、団体、政党と協力共同して活動します。

4. 会員

友の会の目的に賛同し、入会金を添えて入会を申し入れた人と同居家族を会員とします。

- 1) 入会金は千円とします。但し、入会金のみで月・年会費は不要とします。
- 2) 会員個人の思想、信条、政党支持の自由を守り保障します。

5. 会の運営

この会の運営を次の通り行います。

- 1) 年1回の総会を開き、会員の意見・要望を反映させた活動方針を決めます。
- 2) 日常の運営は総会で選ばれた役員を中心に進めます。また、必要に応じて常任顧問、顧問を置くことができます。常任顧問、顧問は代表世話人会議に出席し、意見を述べるすることができます。
- 3) 毎月1回・友の会ニュース「とも」をお届けします。

6. 総会

- 1) 総会は年1回、会長が招集全会員に告知し、この会の事業の方針、計画、役員を選出、会則の改廃などを決定します。また、過半数以上の代表世話人または支部から要求がある場合は臨時総会を開きます。
- 2) 総会は代表世話人と代議員で構成します。総会の成立要件は、(イ)3分の2以上の支部からの出席 (ロ)代議員の過半数出席のいずれかを満たしている場合とし、議決は出席者の過半数の賛成を要します。

3) 代議員の基準

支部登録会員 200名以下：代議員1名 500名以下：代議員2名
1000名以下：〃 3名 1001名以上：〃 4名

7. 役員

- 1) 総会で選ばれた代表世話人の中から、互選で次の役員を置きます。
会長・1名 副会長・若干名 事務局長・1名 事務局次長・若干名
- 2) 代表世話人会議が推薦し、常任顧問、顧問を総会で選出することができます。
- 3) 事務局長は、事務局の運営と実務の円滑化を図るため、代表世話人会議の承認を得て事務局員を任命することができます。
- 4) 役員は任期は次期総会までとします。但し、再選は妨げません。

8. 支部

校区を基本に、一定の地域ごとに支部を置き、支部を単位とした活動を行います。支部は、会員をはじめ地域住民の要求に根ざした多様な運動を進め、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

- 1) 支部には、支部長、副支部長、会計などを置き、定期的に支部世話人会議を開催し、総会及び代表世話人会議の方針を具体化します。
- 2) 支部総会を年1回以上開催します。
- 3) 一定の人数で班をつくり活動します。支部は、会員が活動に参加しやすいように、町内会・サークルを基礎に多くの班をつくります。

9. ブロック支部協議会

友の会活動を推進するため、同仁会グループの事業所・行政区を基本に複数の支部を集合してブロック体制を形成します。ブロックの範囲は代表世話人会議で確認し、運営を円滑に進めるために担当する代表世話人と事務局を配置し、協力援助します。

9-10. 代表世話人会議

- 1) 代表世話人会議は、月1回定例で行い総会方針の具体化、支部世話人会議ブロック支部協議会から出された意見の調整、支部活動上の経験交流などを行います。
- 2) 代表世話人会議は、定例開催以外に必要に応じて会長が招集し、開催することができます。
- 3) 会長は必要により拡大代表世話人会議、支部代表者会議、四役会議(会長・副会長・事務局長・事務局次長)を召集することができます。

1011. 会計

友の会の経費は入会金、事業収入、寄付金などをもってまかないます。

1112. 会則の改廃

この会則の改廃は、代表世話人会議で行い、総会で承認を求めます。

1213. 発効

この会則は、1984年11月11日 設立総会にて採択
1994年4月2日 第7回総会にて一部改訂
2004年7月24日 第17回総会にて一部改訂
2011年5月28日 第24回総会にて一部改訂